

第36回 壬生町農業委員会総会議事録

令和2年6月19日（金）【午前10時開会】

1. 開催日時 令和2年6月19日（月）午前10時00分から午前11時25分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 0人
※新型コロナウイルス感染防止対策のため、推進委員の出席は見合わせた。
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和2年6月19日（月）【午前10時開会】

- 局長 定刻になりましたので、令和2年第36回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
- ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。
定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 コロナは、東京が増えたり減ったりしているようですが、他の県はずいぶん減ってきたようです。特効薬ができないとゼロにはならないのかもしれませんが、壬生町はゼロできていますので、皆さんで努力してゼロをとおしていきたいと思います。

農作業のほうもこれから田植えという方もいらっしゃいますが、体に十分配慮して励んでいただきたいと思います。いちごはすべて終了しまして、いちごは今年の10%減で約2億円の減で終了しましたが、昨年度は成績が良かったという中で、1割減はしょうがないかなという状況です。トマトは、聞きましたところ前年を超えているということで素晴らしいと思います。

総会もあと来月を残すだけとなりました。皆様には3年間本当にお世話になりました。本来なら卒業旅行に行くところでしたが、コロナの問題で、明日「雅」で食事会ということになりました。本来ならみなさんに図らなければならなかったのですが、賀詞交歓会に来てくださったプロのフルートの演奏者の方をおねがいしました。音楽を聴きながら食事を楽しみたいと思います。それでは宜しくお願ひし、これより総会を開会したいと思います。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、7番 大久保幸雄 委員、8番 大橋好一 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告 磯

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・5月28日(木) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と宇賀神尚係長が出席いたしました。
- ・6月15日(月) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、早乙女誠職務代理、篠原正明農業委員、大橋幸子農業委員、事務局から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいただきます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

6/5(金)締切りの時点で、6件の申請がございました。それでは議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項	譲渡人 _____ (埼玉県)	自作地 120㌥	貸付地 53㌥
	譲受人 _____ (松原)	自作地 196㌥	借受地 67㌥
	(土地の表示)		
	壬生町大字七ツ石 _____	田	836㎡
	壬生町大字七ツ石 _____	田	863㎡
	壬生町大字七ツ石 _____	田	3004㎡
	壬生町大字七ツ石 _____	田	2320㎡
		合計	7023㎡

売買による所有権移転 稼動 3人

第2項	貸人 _____ (六美北部)	自作地 214㌥	
	借人 _____ (六美北部)	自作地 0㌥	
	(土地の表示)		
	壬生町大字安塚 _____	田	5717㎡
	使用貸借権の設定5年間	稼動	1人

第3項	貸人 _____ (屋敷)	自作地 26㌥	
	借人 _____ (屋敷)	自作地 26㌥	
	(土地の表示)		
	壬生町大字壬生甲 _____	田	521㎡
	壬生町大字壬生乙 _____	田	839㎡のうち704㎡
	壬生町大字壬生乙 _____	田	1375㎡
		合計	2600㎡
	使用貸借権の設定5年間	稼動	1人

第4項	貸人 _____ (小山市)	自作地 40㌥
	借人 _____ (屋敷)	自作地 26㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲	田	9 2 8 m ²
壬生町大字壬生甲	田	1 5 2 0 m ²
	合 計	2 4 4 8 m ²

使用貸借権の設定5年間 稼動 1人

第5項 譲渡人 _____ (原坪) 自作地189㍓ 貸付地58㍓
譲受人 _____ (原坪) 借受地58㍓

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉	田	6 6 2 m ²
他29筆	合 計	2 4 8 2 9 . 3 6 m ²

贈与による所有権移転 稼動6人

第6項 譲渡人 _____ (国谷1-1) 自作地111㍓
他11人

譲受人 _____ (下野市)

自作地0㍓

(土地の表示: _____)

壬生町大字国谷字	畑	3 0 5 4 m ²
他27筆	合 計	4 4 5 8 9 m ²

売買による所有権移転 (_____ 円/10a) 稼動 3人

第1項及び第3項から第5項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

●1番 琴寄成人 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項の案件について、去る6月14日に、譲受人 _____ 氏立会いのもと、大久保幸雄農業委員、青木幸一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

●8番 大橋好一 委員(2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について、去る6月14日に借人である_____氏、また借人の父の_____氏立会いのもと、琴寄成人農業委員、戸崎浅一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行いました。貸人の_____と_____さんは祖父と孫の関係です。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

●6番 清水利通 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

第3項の案件について、去る6月14日に、借人 _____氏、立会いのもと、刀川正己農業委員、細井秀男農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

●6番 清水利通 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

第4項の案件について、去る6月14日に、借人 _____氏、立会いのもと、刀川正己農業委員、細井秀男農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員 (第5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項項の案件について、去る6月15日、譲受人 _____氏立会いのもと、中川久枝農業委員、中嶋幸平農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

- 議長 2番 刀川委員

- 2番 刀川正己 委員

譲渡人、譲受人 同じ _____ ですが、ご関係は。

- 5番 大橋幸子 委員

親子です。 _____ が新規就農でナスを作るということです。

- 議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

●9番 中川久枝 委員 第6項の現地調査の結果並びに補足説明

第6項項の案件について、去る6月15日、譲受人 _____氏、行政書士の____氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

6/5(金)締切りの時点で、1件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項 申請人 _____ (中泉2)

壬生町大字中泉 _____ 田で159.77㎡

壬生町大字中泉 _____ 田で112㎡

合計271.77㎡

農機具倉庫敷地を目的とした自己転用となっております。
以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 早乙女誠 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 3番 早乙女誠 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、6月15日(月)に私と 篠原 正明委員、大橋 幸子委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の5名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は壬生町_____から東に約1.7キロメートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は大規模に農業経営を行っており、多数の農機を所有しておりますが、既存の倉庫では収納することができず、大半を屋外で保管している状況であります。農機具の防犯上の安全を確保し、また屋外保管による劣化を防ぐため、農機具用倉庫建設が急務となっており、今回の申請に至りました。

なお、事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

また、令和2年5月27日付で農業用施設用地への用途区分の変更が許可されており、開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませております。

以上のことから、農振農用地であります。用途区分が農業用施設用地となり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書7ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

6/5（金）締切りの時点で、4件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

貸人 _____（六美南部）
借人 _____（壬生町）

（土地の表示）

壬生町大字壬生丁 _____ 畑 13127㎡のうち 8862㎡

園芸用土採取

使用貸借権の設定 1年間

第2項

賃貸人 _____（安塚1-2）
賃借人 _____（宇都宮市）

（土地の表示）

壬生町大字安塚 _____ 畑 400㎡

園芸用土採取

使用貸借権の設定 1年間

第3項

賃貸人 _____（下野市）
_____（下野市）
賃借人 _____（鹿沼市）

（土地の表示：_____）

壬生町大字藤井 _____ 畑 4049㎡

（土地の表示：_____）

壬生町大字藤井 _____ 畑 3561㎡

合計 7610㎡

園芸用土採取
賃借権の設定 1年間

第4項

譲渡人 _____ (至宝町)
譲受人 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____	田	1 1 5 5 m ²
壬生町大字国谷 _____	田	3 1 5 m ²
	合 計	1 4 7 0 m ²

太陽光発電設備敷地 売買の所有権移転

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 早乙女誠 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 3番 早乙女誠 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ6月15日(月)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法 第5条の規定による許可申請 第1項案件についてご報告します。

申請地は _____ から東に約300メートルに位置する農地で、立地基準は、第3種農地に該当します。

事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2m、宅地から3mを確保し、周囲には防護柵等を施すようになっております。断面図では、最大2mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の(有) _____、壬生町内の(有) _____ に出荷する予定となっております。埋戻しの用土は、 _____ 土地区画整理事業により発生した第3種建設発生土を使用する予定となっております。

なお、転用実績については、前々回地・前回地ともに農地への復元が完了している状況となっております。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真も添付されており、事業資金 _____ 万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、園芸用土採取のための一時転用であり、現

地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

ここは梨畑だったと思いますが、掘った後は何を作る予定ですか。

○事務局 宇賀神係長

現地調査の際に、サツマイモを作ると聞いています。地主の方はかなり高齢なので、土地を貸して耕作する意向だということです。

○5番 大橋幸子 委員

現地に説明に来たのは _____ で、 _____ の _____ では説明できないので代理でみえたということですが、そのような時はお二人で来た方がいいかと思います。

○議長 それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。できました

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。

本案件については、6月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は _____ から北に約100メートルに位置する農地で、立地基準は、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護柵等を施すようになっております。断面図では、最大1.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の _____、 _____ に出荷する予定となっております。埋戻しの用土は、

栃木市内の_____ から調達予定であります。

なお、転用実績については、今回が初めての申請となっており、保有機材一覧のほか隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真の添付もあり、事業資金約__万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

なお、補足説明ですが、境界がわからなかったもので、はっきりさせるよう指導し、事務局で確認をお願いし、申請となりました。

●3番 早乙女誠 委員（2項案件について報告）

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

この案件は先月から出ているものですか。

また、賃借人が個人の名前になっているが、特に問題はないですか？

○事務局 宇賀神係長

4月に保留となった後に申請者に確認しまして、申請者本人が作業するという
ことで、書類上不備がないため受付しました。

○4番 篠原正明 委員

4月の総会後に_____に行き、時期をずらして申請してもらおうと話した。

○議長 それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 早乙女誠 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は _____ から北東に約1キロメートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護柵等を施すようになっております。断面図では、最大1.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、壬生町内の _____ 商店、鹿沼市内の(有) _____、 _____ に出荷する予定となっております。埋戻しの用土は、栃木市内の _____ (株)から調達予定であります。

なお、転用実績については、前々回地は農地への復元完了、前回地は90%まで農地への復元が完了している状況となっております。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真も添付されており、事業資金 _____ 万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありませんが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当し、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

埋め戻し用土が _____ ということだが、これは碎石のどのような土が埋められるのか。何年か前に藤井小学校前周辺だったと思うが、園芸用土採取後の埋め戻しで、ヘドロのようなものが入っていた。それでは後々が心配だったという記憶があったので。

○事務局 宇賀神係長

埋め戻し用土の種類については、第何種の建設発生土とかの記載はないのですが、埋め戻す土砂の写真は付けてもらいます。

○6番 清水利通 委員

後々、農地として使うのに厳しい状況なのかなと思い確認しました。

○事務局 宇賀神係長

許可となった場合、許可証を発行しますので、その際に事業者には十分伝えたいと思います。

- 議長 今後、現場を確認しながら進めていきましょう。皆さんも頭に入れておいていただき、何か月か後に埋め戻しが始まったら調査してもらおうようお願いします。
それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、6月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- 議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 早乙女誠 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は _____ から南東に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、第3種農地に該当します。事業計画書によりますと、335ワットのパネル324枚、合計出力108.54キロワットの太陽光発電施設を予定しております。なお、事業資金 _____ 万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

現地にて申請地の状態を確認したところ、土地が隆起しており、また草木が生い茂り、地面の状態を確認できない状態でありましたので、事務局より原状回復を指示しております。よって調査委員会としましては、今回の総会での許可は見送り、私と事務局とで原状回復を確認したうえで、来月以降の総会にかけることが適切であると思われまます。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議長 それでは、第4項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは議案第3号第4項について、委員長報告のとおり保留といたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書8ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

6/5（金）締切りの時点で、1件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項 賃貸人 _____（中泉1）、_____（上田2）、_____（中泉1）、
 _____（上田2）、_____（台宿）
 賃借人 _____（壬生町）

土 地	壬生町大字上田_____	畑	1 5 4 7 m ²
	壬生町大字上田_____	畑	2 9 3 2 m ²
	壬生町大字上田_____	畑	1 2 3 6 m ²
	壬生町大字上田_____	畑	6 9 m ²
	壬生町大字上田_____	畑	6 4 1 m ²
	壬生町大字上田_____	畑	1 7 5 8 m ²
	(土地の表示：_____)		
	壬生町大字上田_____	畑	948 m ² のうち285 m ²
	(土地の表示：_____)		
	壬生町大字上田_____	畑	7 6 3 m ²
	壬生町大字上田_____	畑	3 8 7 m ²
	壬生町大字上田_____	畑	2 5 0 m ²
	(土地の表示：_____)		
	壬生町大字上田_____	畑	6 1 4 m ²
	(土地の表示：_____)		
	壬生町大字上田_____	畑	8 7 6 m ²
		合計	1 1, 3 5 8 m ²

園芸用土採取及び搬出入路を目的として、令和元年7月1日付壬農委指令第5-1110号で令和元年7月1日～令和2年6月30日までの転用許可を受け、令和元年9月20日付壬農委指令第42号で採取面積変更のための事業計画変更許可を受けております。今回、令和3年6月29日までの期間延長のための事業計画変更申請となっております。以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 3番 早乙女誠 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●3番 早乙女誠 委員 (1項案件について報告)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、

現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ6月15日（月）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は県道上田壬生線 _____ から西に約700メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。

令和元年7月1日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受け、令和元年9月24日付で面積変更のため事業計画変更の許可を受けております。

理由書によると、採取面積が3,000㎡を超えるため、埋め戻しについて県の許可が必要となりますが、県の現地確認及び許可発効に遅れが生じ、それに伴い土砂の搬入が遅滞する状況で、工程が予定より遅れていることから、1年間の期間延長を申請したということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第6の議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

利用権設定各筆明細ふてに従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明いたします。
議案書10ページのとおり、3件・8筆・面積合計が8,423㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明いたします。
議案書11ページのとおり、2件・9筆・面積合計が5,159㎡となっております。

利用権の再設定、使用賃借権分についてご説明いたします。
議案書12ページのとおり、1件・1筆・面積合計が1,933㎡となっております。

利用権一括方式の新規、賃借権分についてご説明いたします。
議案書13・14ページのとおり、2件・24筆・面積合計が46,648㎡となっております。

所有権移転分についてご説明します。
議案書15ページのとおり、2件・3筆・面積合計が2,606㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に日程第7の報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」

事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページ、17ページの7件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 宇賀神係長

6. その他 園芸用土採取を目的とした一時転用の規制について
前回・前々回の総会時に、園芸用土採取の一時転用について、委員の皆さんご意見

をいただきました。4月に個人による園芸用土採取の転用許可申請が3件あり、その3件とも同じ業者が関係している様子が窺えました。

栃木県農業会議に確認したところ、園芸用土採取（赤土掘り）を目的にした転用は、鹿沼市と壬生町に集中しており、その他の市町では件数が少ない若しくは申請がない状況となっております。

個人による申請は農地法上違反ではありませんので、許可申請に不備がなければ受付せざるを得ないこととなります。鹿沼市においても、個人での申請について、書類上不備がなければ、通常どおり受付しているとのことであります。

ただし、4月の壬生町の場合については、事務局の確認・指導が不十分であったと思います。申請を受付する前に十分確認し、場合によっては追加で添付書類を提出させるなど指導を行っていきたいと思います。

条例等による規制ですが、鹿沼市において土採取事業規制条例を制定しておりますが、こちらについては環境部 環境課の所管で、災害及び事故発生防止や生活環境の保全を目的にしており、鹿沼市農業委員会として直接的には関与していないとのことであります。現段階で申し上げられるのは以上となりますが、引き続き調査検討を行ってまいりたいと考えております。

●事務局 岡補佐

- ・『令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』及び『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画』について⇒承認
- ・令和2年『田畑売買価格等に関する調査』について⇒承認
- ・ゆうがおマラソンソフトボール大会への参加について⇒感染症の予防対策と議会としての参加もない旨の話があったことも鑑みて参加は見合わせる。

- ・農業委員会懇親会について
6/20（土） 11：30から
会場： 雅 会費：15,000円 服装は簡易なもので良い
演奏者 フルート・エレクトーン
- ・退任記念写真撮影について
日時： 7/17（金）9：00集合
場所： 正庁
服装： 上着、ネクタイ、委員章着用
- ・旅行積立金の返還、親睦会費の返還について
日時： 7/17（金）9：30頃
場所： 正庁 ※印鑑
- ・貸与品の返還について
現地調査用腕章、法被、ソフトボールユニフォーム
- ・全国農業新聞購読料について
- ・令和3年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に

関する要望の提出について

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○1番 琴寄成人 委員

不明な点があるのでお聞きしたいのですが、地目が畑で現況が田となっているのは何年前ぐらいから現況が田となっているのか、どのような線引きでそうになっているのか、教えていただきたいのですが。

○議長 その件については、事務局で確認し、次回の総会で報告してください。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

○事務局長

7/20の改選後の初総会の日程説明

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和2年第36回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時25分閉会】